

市町村合併についてのお知らせ

津山地域合併協議会では、第8回協議会を12月24日に開催し、次の項目の協議を行いました。

協議項目

- 消防防災事業に関すること（消防団、防災事業について）
- 建設事業に関すること（特定公共賃貸住宅およびその他の公営住宅使用料について）
- 教育文化スポーツ事業に関すること（義務教育事業について）

確認内容

- 協議の結果、確認されたおもな内容は次のとおりです。
- 消防団は合併時に統合する
 - 特定公共賃貸住宅および公営住宅の使用料については一定期間、現行のとおりとする
 - 遠距離通学費補助は、公共交通機関を利用する場合は定期代の10割、自転車利用（中学校）の場合は、年額5,000円とする

次の協議会

- 第9回津山地域合併協議会
とき 1月27日（火）午後3時
ところ 津山鶴山ホテル（東新町）
合併協議会はどなたでも傍聴ができます。傍聴希望者は直接会場においでください（定員50人）

地域審議会設置が提案されました

地域審議会は、合併特例法により設置することができると合併市町村長（合併後の市町村）の付属機関です。

この審議会は、合併前の市町村の区域を単位として設置することが可能で、合併後の市の施策について諮問を受けたり必要に応じて意見を述べたりすることができます。設置により、新市の均衡がとれた発展が期待されます。

アンケートを実施しました

津山地域合併協議会では、11月25日から12月7日まで、6市町村の中から無作為に抽出した5,000人を対象に、新市建設計画についての住民アンケートを行いました。このアンケートでは、合併についての関心度や6市町村の現状、施策についての期待度などについて調査し、2,037通の回答がありました。（津山市分は2,500通のうち843通）

ご協力ありがとうございました。今後、この調査結果をもとに協議会で検討し、新市建設計画を策定していきます。集計結果については次号でお知らせします

津山地域合併協議会についてのお問い合わせは、市合併推進室 032-2165へください。

農振解除の

追加申請について

農業振興地域内の農地などを転用し、その目的外に使用する場合には、事前に農振解除の手続きが必要です。通常は毎年8月に1か月間申請を受け付けて、翌年の5月ごろ解除されます。市では、平成14年度から津山農業振興地域整備計画の全体的な見直しに取り組んでいます。市町村合併を控え、合併後に再度全体的見直しが必要なこと、および現在抱えている問題の整理のため、見直しを当初の予定通り行なうことがむずかしくなってきました。つきましては、全体的な見直しを前提として農振解除後の転用を計画している人のため、次のとおり農振解除の追加申請を受け付けます。（解除の見込みは10月ごろの予定です）

受付期間 2月2日（月）～3月1日（月）
申請に必要な添付書類 理由書、付近見取図、土地登記簿謄本、公図の写し、土地改良区意見書、配置図および平面図

農振解除の申請・お問い合わせは、市農林振興課（市役所4階）032-2079へください。

公平委員会委員

12月31日で任期満了となった公平委員会委員に豊福省三さん（上紺屋町）が再任されました。任期は1月1日から平成19年12月31日までの4年間です。